

## 船舶事故調査報告書

平成28年4月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月21日 09時10分ごろ
発生場所	静岡県伊豆市小下田漁港東方沖 宇久須港防波堤灯台から真方位325° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 52.2′ 東経138° 45.2′)
事故の概要	瀬渡船第六金二丸は、北進中、また、カヌーシーブリーズは、南進中、両船が衝突した。 シーブリーズは、船体に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月21日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 瀬渡船 第六金二丸、4.0トン 241-16118 静岡、個人所有 B カヌー シーブリーズ、長さ約6.4m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操船者B、なし
負傷者	なし
損傷	A なし B 船体に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3～4、視界 良好 海象：波高 0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、瀬渡しした釣り客を見回った後、伊豆市米崎を右舷側に見て右転し、小下田漁港に向けて約14ノットの対地速力で航行した。 船長Aは、小下田漁港の係留場所に着いた後、しばらくして同漁港に入港してきた操船者Bから、A船とB船とが衝突したことを告げられた。 船長Aは、A船の船首方が波しぶきにより見えにくいと思って航行を続けており、B船と衝突したことに気付かなかった。 操船者Bは、米崎を船首目標に漕走し、約6km/hの対地速力で南進中、米崎の突端から現れたA船が前方150m付近で右転し、B船に向かってくることに気付き、A船が速力を落とすことなく接近するので衝突を避けられないと判断し、海中に飛び込んだ。 操船者Bは、A船とB船とが衝突したことを認め、A船が停船せずに小下田漁港に向かったので、損傷したB船に乗って小下田漁港に入港した。

	操船者Bは、救命胴衣を着用していた。
<b>分析</b>	A船は、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船の船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、漕走中のB船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中に船首の波しぶきにより前方が見えにくい場合は、減速して前路の安全を確認すること。